

第5回
船橋市景観総合審議会
議事録

期日 令和6年10月7日（月）

場所 船橋市役所 9階 第1会議室

1. 開催日時

令和6年10月7日（月）午後2時00分～午後3時28分

2. 開催場所

船橋市役所 9階 第1会議室

3. 出席者

第1号委員（学識経験者）

宇於崎 勝也 : 日本大学理工学部 教授

加藤 幸枝 : カラープランニングコーポレーションクリマ 代表取締役

第2号委員（関係行政機関）

古橋 威史 : 千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進
班長

第3号委員（関係団体）

田端 友康 : 一般社団法人千葉県建築士会

小室 正己 : 千葉県屋外広告美術協同組合 理事長

高宮 幸子 : 船橋商工会議所 女性会 副会長

第4号委員（市民）

熊野 久美枝 : 市民公募委員

佐藤 由紀 : 市民公募委員

森 哲哉 : 市民公募委員

事務局

平塚建設局長

杉原都市計画部長

奥村都市計画課長

鈴木都市計画課長補佐

佐藤主査

北野係長

若山主任主事

青木主任技師

4. 欠席者

第1号委員（学識経験者）

佐藤 徹治 : 千葉工業大学創造工学部 教授

第2号委員（関係行政機関）

小山 毅 : 船橋警察署 生活安全課長

金子 雄介 : 船橋東警察署 生活安全課長

第3号委員（関係団体）

宇戸谷 友益 ：東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社 支社長

5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

報告1 昨年度の取組みについて【公開】

報告2 景観重要建造物等の助成制度について【公開】

報告3 景観協定について【非公開】

※報告3は船橋市情報公開条例第7条第3号に該当する不開示情報が含まれるため、同条例第26条第2号に基づき非公開とした。

6. 傍聴者数

1人

7. 決定事項

特になし

8. 議事

【委嘱状の交付】

○事務局

定刻少し前ですけれども、皆様おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、急遽会場が変更となり、皆様にはご迷惑をおかけいたしましたことをおわびいたします。

それでは、船橋市景観総合審議会の開催に先立ちまして、まず初めに、次第に基づき、景観総合審議会委員の委嘱状交付式を始めさせていただきます。

私は、事務局の〇〇と申します。本日、司会進行を務めます。よろしくお願いいたします。

早速、委嘱状を交付いたします。

（市長より委嘱状交付）

【市長挨拶】

○事務局

続いて、市長より挨拶を申し上げます。

（市長挨拶）

【開会】

○事務局

それでは、ただいまより第5回船橋市景観総合審議会を開催いたします。

【開会】

○事務局

まず、次第に基づき、委員紹介を始めさせていただきます。

(委員紹介)

○事務局

以上をもちまして、委員のご紹介を終わります。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

(資料の確認)

次に、マイクの使用方法をご案内いたします。

(マイクの使用方法的説明)

【定足数の報告】

○事務局

続きまして、出席委員数等を報告いたします。先ほどお伝えしました〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員が所用によりご欠席となっております。よって、本日は委員13名のうち9名の方にご出席いただいておりますことから、船橋市景観総合審議会条例第6条第2項に定める定足数に達していることをご報告いたします。

【会議の公開の説明】

○事務局

続きまして、会議の公開についてご説明させていただきます。

船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開とされておりますことから、議題の報告1及び報告2につきましては、同条例に基づき公開となります。報告3につきましては、同条例第7条第3号に該当する不開示情報を含むことから、同条例第26条第2号の規定に基づき、第4回審議会に引き続き非公開とします。また、会議後は会議録を作成し、非公開の部分を除き公開いたします。なお、不開示情報が容易に分けられる場合、相当の期間が経過したこと等により不開示情報に該当しなくなった場合など、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項各号に該当するときには、非公開の部分についても会議録を公開することとなります。

また、本日は、事務局で記録のために会議風景の写真撮影と音声の録音をさせていただきますので、ご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、傍聴についてです。

本日の審議会につきましては、傍聴希望の方は1名いらっしゃいます。

傍聴人の方は、報告 1 及び報告 2 に関して入室いただき、報告 3 の前に退室いただきます。

【会長及び副会長の選出】

○事務局

続きまして、会長及び副会長の選出ですが、議事を進行する議長につきましては、船橋市景観総合審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、会長が務めることとなりますので、会長選出に当たっては、事務局側から仮議長を立て、議事を進行させていただいてよろしいでしょうか。

(会長及び副会長の選出)

【議事録署名人の指名】

○議長

それでは、議事に入っていきますが、事務局が作成した議事録の内容を確認していただき署名していただく方を、委員の中から 2 名選出させていただきます。本日は、A 委員と B 委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○A 委員

承知いたしました。

○B 委員

お引き受けいたします。

○議長

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、傍聴人の方にご入室いただきましょう。

(傍聴人 入室)

○議長

傍聴人の方は、ご了解いただいていると思いますが、ご発言はできません。それから写真撮影や録音もできませんので、ご協力ください。よろしくお願いいたします。

【議題】

— 報告 1 —

○議長

それでは、次第に従って、報告 1 「昨年度の取組みについて」、事務局よりよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、報告事項の 1 つ目、昨年度の取組みについて報告します。この報告は、都市計画課の景観係にて取り扱っている屋外広告物と景観に関する昨年度の取組みについて、毎年報告しているものであります。

2 ページをご覧ください。まずは屋外広告物に関する取組みについて報告します。

昨年度の屋外広告物の許可件数と違反屋外広告物除却数になります。まず左の表ですが、許可件数は385件でした。件数は例年と同程度となっております。

次に右の表です。違反屋外広告物除却数になります。こちらは委託業者にて電柱などに貼られているビラなどを除却した件数となります。昨年度は1万5,308件でした。令和2年度から除却数は減少傾向でございます。粘り強く除却作業を行っておりますので、その成果が現れてきているのではないかと考えております。

3 ページをご覧ください。屋外広告物官民連携事業実行委員会の取組みについて報告します。

この組織は、屋外広告物条例を制定している千葉県、千葉市、船橋市、柏市、オブザーバーとして流山市、C委員を会長とする千葉県屋外広告美術協同組合で組織しており、事業者と行政が一体となって屋外広告物に関する制度の普及及び啓発などを行う組織でございます。

4 ページをご覧ください。令和5年度に屋外広告物官民連携事業実行委員会にて行った取組みについて報告します。

まずは、千葉県屋外広告物美化キャンペーンについてです。アンケートやポスター掲示を通して、屋外広告物制度の普及・啓発を行うイベントです。令和5年度は、柏駅前にて開催し、当日は585名の方からアンケートに回答いただきました。なお、今年度は先日の10月5日に千葉市の海浜幕張駅にて開催いたしました。

次に、千葉市中央卸売市場で行いました千葉県屋外広告物タウンミーティングについてです。こちらは、屋外広告物の点検の必要性等を学ぶイベントとなっております。高所作業車に乗車し、屋外広告物安全点検の実演・体験を行いました。また、講師をお招きし、屋外広告物の安全性についてご講演いただきました。なお、本年度のタウンミーティングは、10月30日に柏駅周辺で行う予定となっております。

屋外広告物関係の報告は以上となります。

5 ページをご覧ください。次に、景観に関する取組みについてご報告します。

景観法第16条に基づく届出についてです。船橋市では、届出対象行為として、一定規模以上の建築物の新築や一定規模以上の開発行為などを定めております。令和5年度は61件届出がありました。内訳は表のとおりとなっております。届出の件数は例年と同程度となっております。なお、1つの届出で複数の行為を届出ることが可能であるため、表の左の行為の合計と届出件数は一致しておりません。

6 ページをご覧ください。船橋市景観計画では、「良好な景観の形成を図るための配慮事項」が示されております。配慮事項とは、景観計画区域内における全ての建築物の建築、工作物の建設及び開発行為等を行う際に、事業者の方などが配慮する景観形成上の事項です。建築物の建築等に関する配慮事項は、土地利用に対応した4つの地域区分ごとに定められております。

次のスライドより、令和５年度に提出された完了届の中でこの配慮事項が計画に取り入れられた事例を紹介します。

７ページをご覧ください。今回は植栽に焦点を当て、計画により多くの植栽帯が取り入れられた事例を選択いたしました。若松２丁目に新たにオープンした店舗の事例になります。景観形成の配慮事項には、「敷地の接道部においては、塀、柵、生垣・植栽、地面の仕上げ等に自然素材を積極的に活用するなどの工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める」と記されております。こちらの店舗では、歩道に面して芝生や低木、中木などの植栽が多く設置され、魅力ある歩行空間が形成されております。

８ページをご覧ください。また、こちらの店舗では、植栽ポケットとして２階部分においても植栽を設けており、配慮事項にあるうるおいのあるまちなみを創出しております。

以上が昨年度の取組みとなります。

○議長

ありがとうございます。

それでは、今の報告に対してご意見やご質問はございますでしょうか。

船橋市は、景観計画区域は全域でしたよね。その中で新築の建物が３０件というのは結構少ないような気がしますが、届出は面積要件でしたか。

○事務局

そうです。全域が景観計画区域になっており、面積要件については、建築の場合、市街化区域であれば、延べ面積が２，０００平米を超えるもの、高さが１５メートルを超えるものが届出対象となります。市街化調整区域であれば、延べ面積が２，０００平米を超えるもの、高さが１０メートルを超えるものが届出の対象となります。

○議長

というような要件があつて、普通の戸建て住宅はほとんど届出は関係ない。大きなものだけしか届け出ないので、これくらいの数になりますということです。

ほかに何かございますか。Ｃ委員は先ほどご発言されましたが、イベントは盛況だったでしょうか。

○Ｃ委員

先日、船橋市の職員にも参加していただいて、雨模様でしたが、約４００件のアンケートを得ることができました。今月の３０日に関しましては、看板の落下や点検、景観がものすごく重要なことになっているので、今回は皆さんに参加していただいてまち歩きをして、まちの調和に合った看板や合わない看板などを見て、講師を招いてタウンミーティングを開催したいと思っています。景観形成についてもまちなみの勉強になると思うので、お時間があればぜひ参加していただければありがたいと思います。

○議長

ありがとうございます。そのほかご意見、ご質問等はございますでしょうか。

それでは、ございませんようですので、昨年度の報告はこれで締めさせていただきます。

— 報告 2 —

○議長

続きまして、報告 2「景観重要建築物等の助成制度について」ということで、こちらも事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

報告事項の 2 つ目、景観重要建築物等の助成制度についてご報告いたします。

新たな委員の方もいらっしゃいますので、第 4 回の審議会にて報告させていただいた内容を改めてお伝えしつつ、現在検討している助成制度について報告いたします。

2 ページをご覧ください。まず、景観重要建築物及び景観重要樹木の制度について、改めて説明します。

景観重要建築物及び景観重要樹木は、景観法に基づき、景観行政団体の長、つまり船橋市長が、指定の方針に則り指定することができる制度となっております。この指定の方針は船橋市景観計画に示されております。歴史・文化等の特性が表れた特徴的な建築物や樹木、地域のシンボルとして市民に親しまれている建築物や樹木などが指定の対象となります。なお、景観重要建築物及び景観重要樹木を指定する際には、この景観総合審議会に諮問することとなっております。これ以降、景観重要建築物は「建築物」、景観重要樹木は「樹木」と省略させていただきます。

3 ページをご覧ください。現在、船橋市で指定されている建築物と樹木についてです。建築物は第 3 号まで指定されており、平成 23 年に第 1 号「アンデルセン公園の風車」、平成 28 年に第 2 号「船橋大神宮の灯明台」、第 3 号に「廣瀬直船堂」が指定されております。なお、樹木について指定はございません。

4 ページをご覧ください。全国の建築物と樹木の指定状況について紹介します。令和 6 年 3 月 31 日時点で、建築物は 805 件、樹木は 290 件の指定がございます。千葉県内で指定されているものにアンダーラインを引いております。県内では、建築物は当市以外で柏市に 3 件、樹木は我孫子市に 6 件、袖ヶ浦市に 6 件指定がございます。

5 ページをご覧ください。建築物及び樹木に指定された際の所有者のメリット及びデメリットについてです。記載のとおりとなっておりますが、特にメリットについては、建築物に指定された場合は、相続税の算定の際に、利用上の制限に応じた適正評価がされることになり、評価額の 30% が控除となります。また、景観法第 46 条の規定により、建築物及び樹木の所有者は、管理に関し必要な援助や助言を景観行政団体などに求めることができることとなります。指定された際の所有者の方のデメリットについては、原則、外観の変更をすることができなくなることや、景観が損なわれないような適正な管理義務が生じます。

6 ページをご覧ください。建築物及び樹木に関する船橋市の現状について整理します。建築物は歴史的・文化的に優れている場合が多く、修繕等が発生した場合は修繕費が高額にな

ることが予想され、所有者の負担が大きいといった現状がございます。また、先ほどお伝えしたとおり、景観法第46条には、建造物及び樹木の所有者は、景観行政団体、つまり船橋市に対し、管理に関し必要な助言または援助を求めることができるとされておりますが、制度が整備されておらず、金銭的な援助の求めがあったとしても対応できないといった現状がございます。こういった現状のままですと、場合によっては重要な景観資源である建造物や樹木が保全されないといった問題が発生する可能性がございます。そういった現状を踏まえ、全国の自治体の助成制度について調査を行いました。

7ページをご覧ください。調査開始時点で、全国で建造物は730件、樹木は279件指定されておりました。調査は、建造物を指定する2県111市区町に対し行い、助成制度を設けているか調査しました。調査の結果、回答があった自治体の45%が助成制度を設けていることが分かりました。

8ページをご覧ください。さらに調査を進め、助成制度を設けていると回答のあった政令指定都市及び中核市の16市の制度内容を調査しました。主に助成対象範囲と助成率、助成限度額について調査いたしました。調査結果は記載のとおりとなっております。詳細を次のページからお伝えいたします。

9ページをご覧ください。助成対象範囲について調査結果の詳細になります。半数以上の自治体が助成対象としている項目については赤枠で囲っております。

建造物では、建造物の外観に加え、建造物の構造部分、建造物以外の工作物等について多くの自治体が助成対象としており、工事費以外についても助成対象としている自治体が多いという結果でした。しかしながら、内装部分や防火工事については対象としている自治体が少ないという結果でした。

次に、樹木についてですが、樹形の整形や倒木防止の措置等に対し、助成しているという結果でした。

10ページをご覧ください。助成率と助成限度額の調査結果の詳細になります。助成率については、建造物、樹木ともに助成率2分の1を採用している自治体が多いという結果でした。助成限度額については、建造物で401万円から600万円の自治体が多く、樹木で31万円から60万円の自治体が多いという結果でした。

ここまでは前回の審議会にて報告した内容となります。

11ページをご覧ください。11ページですが、お送りした資料に誤字がございましたので、申し訳ありませんが、今日配付いたしました資料に差し替えをお願いいたします。

こちらは、前回の景観総合審議会にていただいたご意見になります。1つ目に、助成制度自体に否定的なご意見はいただきませんでした。2つ目に、「限度額を設けてしまうと救えない場合があるのではないか」というご意見がありました。3つ目に、「所有者が『個人の場合』と『法人等の場合』や、建物が『個人宅の場合』と『一般に公開されているような建物の場合』で、限度額や助成率に差を設けてもよいのではないか」というご意見がありました。最後に、「景観重要建造物と文化財の助成制度を整理する必要があるのではないか」と

いうご意見がございました。

次のページより、調査結果といただいたご意見を基に作成した制度案について報告いたします。

12ページをご覧ください。まずは助成の対象についてです。9ページで紹介した調査結果を基に、助成の対象についてはこのように整理いたしました。建造物については、1つ目に、外壁、屋根などの外観の修繕等に関する事業、2つ目に、柱や梁といった外観を維持するために必要な構造上の修繕等に関する事業、3つ目に、建造物と一体となって良好な景観を形成している敷地内の門、塀、植栽など、建造物に付帯する各種設備等の修繕等に関する事業、4つ目に、これら3つの事業を行うために発生する設計や測量等を助成対象としております。

樹木については、1つ目に、剪定や枝の処理などの樹形の整形に関する事業、2つ目に、倒木を防止するための設備の設置や病害虫駆除等の枯損防止等に関する事業を助成対象としております。

13ページをご覧ください。助成率と助成限度額についてです。10ページで紹介した調査結果を基に、助成率については、建造物、樹木ともに助成対象となる事業経費の2分の1としております。助成の限度額については、あくまでも予算の範囲内となりますが、建造物は500万円、樹木は50万円としております。ただし、前回審議会にて、限度額を設けてしまうと救えない場合もあるのではないかというご意見もあったことから、「災害等により損壊した景観重要建造物等の原状復旧に係る事業で市長が特に必要があると認めるときは助成率、限度額に制限を設けない」といった助成率と限度額の例外規定を設けようと考えております。

14ページをご覧ください。第4回の景観総合審議会でもいただいたご意見への対応となります。②の「限度額を設けてしまうと救えない場合があるのではないか」というご意見に関しては、助成率と限度額に例外規定を設けることとしております。③の「所有者が『個人の場合』と『法人等の場合』や建物が『個人宅の場合』と『一般に公開されているような建物の場合』で限度額や助成率に差を設けてもよいのではないか」というご意見については、指定された建造物及び樹木は、一律に維持及び保存されるべきものと考えているため、所有者や建造物の性質によって限度額や助成率に差を設けることは考えておりません。また、他の自治体の要綱を調査いたしましたが、所有者や建造物によって限度額や助成率に差を設けている自治体は見つけれませんでした。

15ページをご覧ください。④に、「景観重要建造物と文化財の助成制度を整理する必要があるのではないか」というご意見がございました。先に整理しておきたいのですが、景観重要建造物は、景観法第19条第3項にて、「文化財保護法に規定する国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定されたものは景観重要建造物には指定できない」と規定されております。ただし、千葉県指定文化財や船橋市指定文化財などは、重複して指定することは可能となっております。建造物の第2号に指定されている

船橋大神宮の灯明台は、千葉県指定有形民俗文化財にも指定されております。

そこで、文化財に対する助成制度はどのようなになっているかというと、船橋には文化財を保護する制度として船橋市文化財保護事業補助金交付要綱というものがございます。この要綱では、例えば建造物の修理工事の場合、あくまでも予算の範囲内となりますが、「補助対象経費の2分の1を補助」となっております。現在検討中の制度と助成率は同様となっております。

16ページをご覧ください。最後に今後のスケジュールについてです。今回の審議会です。ただいたご意見を基に要綱案を作成し、第6回の審議会にて付議したいと考えております。

以上が、景観重要建造物等の助成制度についての報告になります。

○議長

ありがとうございます。報告が終わりましたが、ご意見やご質問はございますでしょうか。

○D委員

被災時の件についてですが、能登の地震で被災した文化財について、今、建築学会と建築士会と建築家協会で文化財補修という形でヘリテージマネジャーを派遣して、私も登録していますが、例えば今の3件以外のものや候補に挙げられているものが壊れた場合に、何か手当てしてあげるということ。一応リストアップしたものも、壊れたらそのまま解体されてしまうのではなく、直す手当てを災害時は何か特別に手当てをつけることを考えてもよいのかなと思います。

○議長

いかがですか、事務局。

○事務局

よろしいでしょうか。ご意見の確認をさせていただきたいのですが、今のお話ですと、景観重要建造物に今指定されているのは3件ですけれども、それ以外にもそれに付随するようなものをまずリストアップして、災害があったときはそれも補助することを考えてもよいのではないかということですか。

○D委員

そうです。

○事務局

今、我々が考えている制度は、基本的には、対象となるのは「景観重要建造物に指定されている」というものがついていますが、ちょっと検討してみたいと考えております。

○D委員

この制度に入れるというよりは、そういった事例もあるので、実際困ることもある。壊れてなくなってしまう財産もあると思うので、それを救出する方法を別途でもここにくっつけるでもよいと思いますが、そういうことも検討してもらえればと思います。

○事務局

分かりました。これから新規で重要建造物になることも踏まえて、そういったものも考えたり、文化財のほうもどうなっているか、確認してみたいと思います。

○C委員

何年か前にこの景観総合審議会で「船橋市景観80選」をつくりましたね。それに多少ひもづけしてもよいのではないですか。何のために80選を選んだのか。意味がない。

○事務局

ご存じない方ももしかするといらっしゃるかもしれないので、補足を私のほうからさせていただきますと思います。船橋市市制施行80周年に伴いまして、こちらの景観総合審議会でもんでいただいた内容になりますが、船橋市の景観資源を掘り起こして、公募にて「船橋市景観80選」というものを作成しました。インターネット等を見ていただければまだホームページのほうに出ていますが、今、C委員からいただいた内容は、そういったものも考えてもよいのではないかというご意見だと考えています。

○C委員

何のために景観80選を、ただ市制施行80周年でつくって終わってしまうのでは意味がなくなってしまうのではないか。これから90周年、100周年に向けて10件、20件と増やしていくことも、たしか景観総合審議会一度考えられた話だったと思います。

○議長

80選をもう一度見直してみて、景観重要建造物になるとか、文化財に指定されているものは整理をしておいた上で、今、お二人からいただいたように、次に来るものがあるのかなのか。次に来るとしたらこういうものがあるよねというのを挙げながら、本当に地震や水害など災害が起こったときに、それを補修できるのかというのは検討する。多分すぐにできるとは答えられないと思うので、検討すると。いつ能登の災害のようなものが来るかそれは誰にも分からないので、検討はしておいて、少しでも手当てができるのであれば手当てできる準備をするということですね。すぐに決められることではないですから。この助成だってもう既に何回目かみたいな話で議論しています。ここはすぐになかなか落ちないようですから、検討し続けていただこうと思います。お二人の委員、よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

これは次回くらいに多分決まりますが、2分の1で500万円と50万円という、ほかの自治体も大体同じようにやっているというところで落としたようです。本当は、ほかより際立っていて、「船橋、すごいな」と言われるのが僕は望みだけでも、そこまではちょっと行けないようで、ほかの自治体並みというところに落としそうです。ほかを見ても大体これくらいなので、全国平均くらいで行きますかというところできりあえずやりましょうということですね。

しかし、船橋で3件というのはすごく少ないです。これからどんどん追加していくためには、やはり助成制度を整備しておいて、ちょっとメリットができました、あなたのところも

登録しませんか、ということの第一歩、第二歩にしていきたいというような思いです。

よろしいでしょうか。それでは、この件についてもこれで報告を終えるということにいたしたいと思います。

報告3については非公開になりますので、傍聴人の方、大変申し訳ないですが、ここでご退室いただくことになります。よろしくお願いします。

(傍聴人 退室)

○報告3 景観協定について【非公開】

※報告3は船橋市情報公開条例第7条第3号に該当する不開示情報が含まれるため、同条例第26条第2号に基づき非公開とした。

【閉会】

○事務局

本日はありがとうございました。次回の第6回船橋市景観総合審議会につきましては、令和7年1月24日（金曜日）に開催したいと今のところ考えているところでございます。会議の詳細等が決まりましたら、ご連絡をさしあげたいと思います。また、日程が変更になる場合は、改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長

次は1月24日ということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆さん、ご協力いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第5回船橋市景観総合審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

9. 資料・特記事項

(1) 傍聴者配付用資料

・報告資料

(2) 特記事項

特になし

10. 問い合わせ先

建設局都市計画部都市計画課景観係

047-436-2528